

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者

事業主体	HTC株式会社・営利法人
代表者	代表取締役 臼井 宏太郎
所在地	住所)〒060－0002 札幌市中央区北2条西3丁目1番地12
電話番号	011－205－0357
会社設立年月日	平成21年5月26日
併設事業所	訪問看護ステーション我が家 手稲

2 事業所の概要

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護我が家 手稲
管理責任者	横田 佑喜
開設年月日	令和4年5月1日
事業所番号	0190401406
所在地	札幌市手稲区前田5条15丁目7番20号
電話番号	011－676－9573

3 主な設備

宿泊室	9室(個室9室)
食堂、居間、訓練室	共用
トイレ	5箇所
浴室	2箇所(個浴浴槽1、機械浴1)
台所	1箇所

4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	HTC株式会社が設置経営する看護小規模多機能型居宅介護我が家 手稲(以下事業所という。)が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス(以下、「サービス」という。)を提供することを目的とする。
運営方針	1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する 2 サービスの提供にあっては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 3 サービス利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを組み合わせ、概ね週4日以上をめざす。 4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。 5 看護サービスの提供に当っては、主治医との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 6 利用者の1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮する。 7 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療、福祉サービス等との密接な連携

	に努める。
--	-------

5 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間		営業日 365日 営業時間 24時間(緊急対応含む)
サービス提供時間		基本時間 通い9:00～16:00(利用者又は家族の都合により時間短縮、延長可能) 訪問 随時 泊まり 16:00～9:00
通常の実施地域		札幌市(手稲区・西区・北区)
定員	登録定員	29名
	1日定員	通いサービス 18名以下 宿泊サービス 9名以下

*24時間緊急対応体制をとっています。

6 職員勤務の体制

(令和4年5月現在)

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		事業内容の調整 苦情対応
介護支援専門員	1名		サービスの調整 相談業務
看護職員	4名	2名	看護業務 訪問看護
介護職員	7名		日常生活介護 訪問介護 調理
理学療法士 作業療法士			利用者の機能訓練、生活支援等

7 サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。食事については、身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し、提供いたします。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排泄、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。
	介護	食事や入浴、排泄、買い物、掃除等の日常生活上の支援、介護相談をいたします。
宿泊		事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や医療的ケアを提供いたします。
食事提供時間		朝食 8時 昼食 12時 夕食 18時 食事時間は個人の身体状況、希望等に合わせ、柔軟に対応いたします。

8 サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

9 利用料金

当事業所が提供するサービスについて、以下3つの場合があります。

(1)利用料金が介護保険の給付の対象となる場合(介護保険の給付となるサービス)

(2)利用料金が医療保険の給付の対象となる場合(医療保険の給付となるサービス)

※医師の判断により末期がんまたは特別指示(期間は限定される)が出た場合、介護保険から医療保険に切り替わります。

(3)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合(保険の給付とならないサービス)

※利用料金の詳細については別紙に記載しています。

[利用料の支払い方法]

(1)1ヶ月のサービス提供の利用料等を翌月15日までに請求しますので、末日までにお支払ください。

(2)お支払方法は口座振替(27日銀行引き落とし)、コンビニ支払い(月末支払い)でお願いします。

ただし、振込手数料が発生する場合は、お客様の負担となります。

10 サービスの終了

(1)利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

(2)当事業所の都合でサービスを終了する場合

当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに通知いたします。

(3)自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当〔自立〕と認定された場合

※要支援又は非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者が亡くなられた場合

・利用者が事業者の営業上実施地域外へ転出した場合

(4)契約解除

ア 当事業所の事由に基づく利用者からの解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合など契約を継続しがたい事情が生じた場合

イ 利用者側の事由に基づく当事業所からの解除

・利用者またはその家族などが契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

・利用者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合

・利用者又はご家族等が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(5)その他

・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

11 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消化、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。その内、年1回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	横田 佑喜
防犯、防火設備、避難設備等の概要	・スプリンクラー・火災報知設備(煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。)・消火器

12 事故、緊急時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供により、事故や利用者に病状の急変が生じた場合、その他の必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関等に連絡を取る等必要な措置を講じる。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をする。
- (3) 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
家 族	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	

13 協力医療機関

医療法人社団 棕櫚の会 ホサナファミリークリニック	所在地:札幌市西区宮の沢3条3丁目 6-1 電 話:011-688-9807
医療法人タナカメディカル 札幌田中病院	所在地:札幌市手稲区西宮の沢 4 条 4 丁目 2-1 電 話:011-683-2888
医療法人社団 鎌田歯科医院	所在地:札幌市手稲区前田 6 条 16 丁目 1 番 6 号 電 話:011-683-3699

14 苦情及び要望

- (1) 提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関にいつでも申し立てることができます。
- (2) 連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 横田 佑喜 ご利用時間 9:00～17:00 ご利用方法 電話(011-676-9573) 面接(当事業所相談室) 苦情箱(事務室に設置)
-------------	---

札幌市高齢 保健福祉部介護保険課	(住所) 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 ご利用時間 9:00～17:00(平日のみ) ご利用方法 電話(011-211-2972)
北海道国保連合会 (介護サービス 苦情相談専用ダイヤル)	(住所) 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ご利用時間 9:00～17:00(平日のみ) ご利用方法 電話(011-231-5175)
地域包括支援センターの 窓口	(住所) 札幌市手稲区曙5条2丁目8-1 ご利用時間 9:00～17:00(平日のみ) ご利用方法 電話(011-686-7000)

15 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者代表 利用者の家族代表 民生委員 地域住民代表者 包括支援センター 当事業所について知見を有する方
開催	おおむね2ヶ月に1回開催します。

16 秘密の保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。
- (2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

17 個人情報の取り扱い

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

18 身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない 場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にてのみ身体拘束等を行うものとします。
身体拘束等を行った 場合の記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

19 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	・ 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 ・ 成年後見制度の利用支援をします。 ・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 ・ 職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
------	--

20 第三者評価の実施の有無 無

21 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 保険証の提示: サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をいたします。
- (2) 設備・器具の取り扱い: 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
- (3) 迷惑行為: 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- (4) 宗教活動等: 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所 看護小規模多機能型居宅介護我が家 手稲

所在地 札幌市手稲区前田5条15丁目7番地20号

説明者 印

私は、本書面により、事業者からのサービスについての重要事項説明を受けるとともにサービスの開始について同意いたします。

令和 年 月 日

契約者(利用者)

氏 名 _____ 印

住 所 _____

家族代表 氏 名 _____ 印

住 所 _____

利用者との関係 _____

署名代理人 氏 名 _____ 印

住 所 _____

利用者との関係 _____